

様式第15 (第7条関係)

① ~~製造所~~
危険物貯蔵所譲渡引渡届出書
~~取扱所~~

柏市消防局長 殿		年 月 日	
届出者 ② 住 所 千葉県柏市柏〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) 氏 名 〇〇株式会社 代表取締役 消 防 太 郎			
③	譲渡又は引渡を受けた者	住 所	千葉県柏市柏〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
		氏 名	〇〇株式会社 代表取締役 消 防 太 郎
④	譲渡又は引渡をした者	住 所	千葉県〇〇市〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
		氏 名	〇〇有限会社 代表取締役 消 防 次 郎
製造所等	設 置 場 所	⑤ 千葉県柏市柏〇丁目〇〇	
	製 造 所 等 の 別	⑥ 貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分 ⑦ 移動タンク貯蔵所
	設置の許可年月日及び許可番号	⑧ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇号	
	設置の完成検査年月日及び検査番号	⑨ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇号	
	危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	⑩ 第4類 第2石油類 (1,000L) 3,000L	指定数量の倍数
譲渡又は引渡のあった理由	⑫ 売買による譲渡		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 5 ⑬ 譲渡引渡を証明する書類を添付すること。

譲渡、引渡しに該当する例は、次に掲げるものになります。

	例	該当するもの	
個人商店を法人化する場合	製造所等を法人所有とする場合	譲 渡	
	製造所等を※改廃できる権利を法人に移転し、所有権は個人に留保する場合	引渡し	
	製造所等の※改廃できる権利を個人に留保する場合	非該当	
A社とB社との合併に伴い、C社となる場合	A社を存続会社とし、B社を吸収後、C社とする場合	A社の製造所等	名称変更
		B社の製造所等	譲 渡
	A社とB社を解散し、C社を創設する場合	A社の製造所等	譲 渡
		B社の製造所等	譲 渡

※改廃できる権利とは、製造所等の変更工事及び廃止できる権利をさします。

また、譲渡・引渡しは次の点に留意してください。

届出の時点で、3者以上の譲渡等がなされている場合 (A社⇒B社⇒C社と譲渡され、C社が届出を行う場合)	C社は、A-B間及びB-C間の譲渡等を証明する書面を添付し、届出を行う。 この場合、譲渡等を受けた者はC社、した者はA社になります。
譲渡・引渡しに伴い、移動タンク貯蔵所の常置場所が他市町村へ変更になる場合	常置場所の変更は、その場所を管轄する消防本部へ変更許可申請を提出し、許可を得なければ車両を置くことは原則できません。 本届出の副本は、許可申請を提出する際の添付書類として必要になります。譲渡・引渡しを受けた者が遠方の場合、本届出は郵送での手続きが可能です。その際、返送用封筒及び料金は届出者のご負担になります。 (譲渡等届出⇒副本添付許可申請⇒許可⇒車両移動⇒完成検査となります)

以下、記入要領

- ① 届出書名称の製造所・貯蔵所・取扱所は、該当する施設以外を2重取消線で抹消するか、該当する施設を○で囲むように記入してください。
- ② 届出者の住所及び氏名は、譲渡又は引渡しを受けた方の住所及び氏名を記入してください。
- ③ 譲渡又は引渡しを受けた者の住所、氏名は、これから譲渡又は引渡しを受ける方の住所、氏名を記入してください。
- ④ 譲渡又は引渡しをした者の住所、氏名は、最新の完成検査済証等に記載されている設置者と同一の方としてください。
- ⑤ 設置場所は、登記簿に記載されている所在地及び地番を千葉県から記入してください。
なるべく「- (ハイフン)」等略称は使用せず、「○丁目○番○号」のように記入してください。
- ⑥ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、○○貯蔵所は「貯蔵所」、○○取扱所は「取扱所」と記入してください。
- ⑦ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。
- ⑧ 許可申請書等に記載されている設置許可年月日及び許可番号を記入してください。
- ⑨ 設置許可申請時の完成検査済証に記載された完成検査年月日及び検査番号を記入してください。
- ⑩ 品名(指定数量)の記載は、届け出る危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記入してください。
- ⑪ ⑩に指定数量により倍数を算出し、記入してください。
- ⑫ 譲渡又は引渡しの別及びその理由を簡潔に記入してください。
例) 売買による譲渡、相続をしたため
- ⑬ 譲渡引渡を証明する書類として添付するものは次のようなものになります。
 - (1) 製造所等の登記事項証明書(登記簿謄本、抄本又はその写し)
 - (2) 自動車検査証、登録事項等証明書(移動タンク貯蔵所の場合)
 - (3) 不動産売買契約書等の売買、贈与等による所有権の移転を証明する書類又はその写し
 そのほか、**完成検査済証の写し(可能であれば最新のもの)**を添付してください。

補足事項

- ① 手続きの時期：譲渡又は引渡しの日から遅滞なく
- ② 手続き可能な方：譲渡又は引渡しを受けた設置者
- ③ 代理人による手続き：可能（設置者等から代理人への委任状が必要）
- ④ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑤ 必要部数：2部
- ⑥ 必要書類
 1. 危険物製造所等譲渡引渡届出書
 2. 完成検査済証の写し
 3. 譲渡または引渡しを証明する書類
（補足）証明する書類の例は記入要領参照
- ⑦ 手続き後にお渡しするもの：届出書の副本
- ⑧ 注意事項

譲渡は売買、贈与、相続等により所有権が移転することをいいます。
引渡しは賃貸権、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、事実上の支配が移転すること（民法上の占有移転）があることをいいます。